

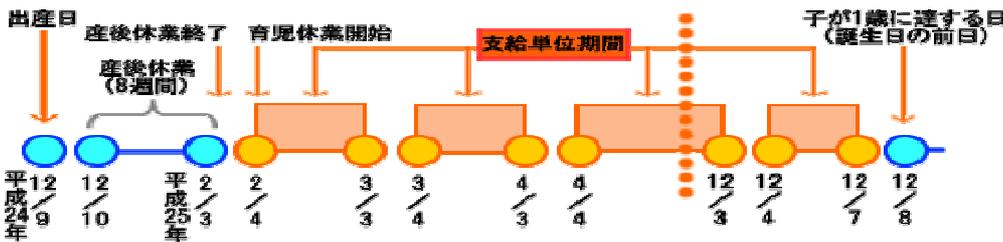
育児休業給付金

## 給付率引き上げに伴い、支給限度額等変更

育児休業期間中の賃金の有無は、会社によって違いがあります。育児休業期間中に賃金が支払われる場合、休業開始後の賃金と開始前の賃金の割合が、一定の率を超えると支給額が減額されます。4月1日から育児休業給付金の支給率が、67%に引上げられたことにより、支給限度額等が以下の(2)の通り変更になりました。

(1) 用語の説明

①支給単位期間＝育児休業開始日から1ヵ月ごとに区分した一つの期間



②休業開始時賃金日額

休業開始日前6ヵ月間の賃金の総額÷180 (一時金・臨時に支払われた賃金は含めない)

③育児休業開始後の賃金と開始前の賃金との割合 (以下「割合」)

1支給単位期間に支払われた賃金÷(休業開始時賃金日額×30)×100

(2) 支給額

①支給率67%の期間 (休業開始後180日目まで)

1支給単位期間の上限額は286,023円

割合	育児休業給付金支給額
13%以下	休業開始時賃金日額×30×67% (全額支給)
13%超80%未満	休業開始時賃金日額×30×80%－1支給単位期間に支払われた賃金
80%以上	不支給

②支給率50%の期間 (休業開始後181日目から)

1支給単位期間の上限額は213,450円

割合	育児休業給付金支給額
30%以下	休業開始時賃金日額×30×50% (全額支給)
30%超80%未満	休業開始時賃金日額×30×80%－1支給単位期間に支払われた賃金
80%以上	不支給